

総務大臣が策定する情報通信関連分野ガイドライン（案）について
（電気通信・放送・郵便・信書便）

- 各業法に基づく規律を含むことから、総務大臣が策定するもの。
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）を基礎に、情報通信関連分野（電気通信分野、放送分野、郵便分野又は信書便分野）において更に必要となる別途の規律について取りまとめる。
- なお、個人情報保護法に係る部分については、個人情報保護委員会事務局において確認する。
- 特に定めのない部分については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）・同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）・同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）・同ガイドライン（匿名加工情報編）を適用する。

（参考1）ガイドライン（案）の主な内容

通信の秘密・信書の秘密等、業法上必要となる規律を含む別途の規律を規定。

- 通信の秘密又は信書の秘密に係る個人情報の取得の原則禁止
- 視聴履歴の取得時における本人同意（※）

※放送事業者等は、本人が認識することなく「個人の趣味・嗜好等に関わる視聴に係る情報」を取得できることにより問題が生じるおそれがあることから、特に慎重な取扱いを要することとし、料金の支払い、統計作成及び匿名加工情報作成の目的のために必要な範囲を超えて取得する場合、本人の同意を必要としている。

- オプトアウトによる第三者提供の禁止
- プライバシーポリシーの公表
- 個人情報保護管理者の配置

（参考2）今後の予定

- 1月中 パブコメ（予定）
- 3月中 告示公布（予定）